求職のため保育が必要な場合のこども園の入園について

令和8年度のこども園の入園理由のうち、保護者の方の求職活動による保育認定につきましては、下記のとおりとさせていただきますのでご理解賜りますようよろしくお願いします。

また、平成29年10月1日から紀美野町子育て支援センターにて、一時預かり保育を実施していますので、求職活動や職場面接等にご利用いただければ幸いです。なお詳しい内容は子育て支援センター(電話489-6700)までお問い合わせください。

記

1、求職活動理由による保育認定(入園)期間

保育認定は、原則3か月間となります。どうしても求職による認定期間内に就労が出来ない場合は、3か月の入園決定期間の終期を迎える前に子育て推進課まで相談願います。

2、必要書類

- (1)『自営業・介護等申立書』(Ⅲ、求職活動 の申し立てに記入)
- (2)ハローワークカードの写しまたは雇用保険関係書類
- (3)(2)がない場合は、『自営業・介護等申立書』の民生委員証明欄に居住地担当の民生委員・児童委員さんの証明が必要です。

3、その他

- (1)求職により就職が決定した場合は、就労証明書添付のうえ保育認定変更申請書を提出して いただくことで年度末までの保育は可能です。
- (2)必要な書類を提出していただけない場合、または報告内容に虚偽のある場合は保育を継続できなくなる場合があります。

【担当】

子育て推進課 489-9966 きみのこども園 489-2144 こうのこども園 495-2049